

入札契約適正化法に基づく 実施状況調査の結果について

国土交通省総合政策局建設業課
せきね まさひろ
 入札制度企画指導室 関根 正浩

1. はじめに

公共工事の入札および契約については、競争性、透明性、公正性を確保しつつ、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することが必要である。このため、国、特殊法人等および地方公共団体においては、一般競争入札の拡充と併せて、総合評価落札方式の導入・拡充に取り組んでいるところである。

また、国土交通省の直轄工事においては、22年度当初から、総合評価落札方式の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、技術力による競争を促進させるための改善策として、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知」「一般競争入札等の競争参加資格における施行実績の要件緩和」などを実施しており、各地方公共団体に対しても、国の取り組みを参考に、入札契約制度の改善を一層推進するよう要請しているところである。

これらの入札契約制度の改善・適正化を促進するために、国土交通省では、14年度から、総務省および財務省と共同で、公共工事のすべての発注者に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という)に基づき、入札

契約適正化法により義務付けされている事項、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という)により努力義務とされた項目についての措置状況の調査を行っている。また、17年度からは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号。以下「品質確保法」という)に基づく基本的な施策の実施状況についての調査を併せて行っている。先般、21年度の調査結果がとりまとめられたことから、公表したところである。

2. 調査の概要

この調査は、対象機関を国(19機関)、特殊法人等(127機関)、地方公共団体(47都道府県、18指定都市、1,779市区町村)とし、調査時点を平成21年9月1日として実施した。

調査項目は、(1)一般競争入札、総合評価落札方式の導入状況、(2)低入札価格調査制度等の導入状況、(3)入札契約適正化法により義務付けられた情報の公表状況等、(4)適正化指針により努力義務とされた透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保及び不正行為の排除の徹底に係る事項、(5)品質確保法に基づく品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況である。

21年度の調査においては、例年の調査項目に加

え、国土交通省直轄工事および中央公共工事契約制度運用連絡協議会において見直された低入札価格調査基準価格算定モデルの各発注者における採用状況についても調査を行った。

3. 調査結果の概要

今回とりまとめた調査結果によれば、一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の導入、低入札価格調査基準価格および最低制限価格の見直し等への対応について数字の伸びは見られるものの、いくつかの項目において、発注体制が十分に整わない市区町村における対応の遅れが依然として見られることが把握された。

調査結果の概要については、以下のとおりである。

(1) 一般競争入札、総合評価落札方式等の導入状況

競争性、透明性の向上による公正な競争の促進に加えて、価格と品質が総合的に優れた調達を実現する観点から、一般競争入札の拡充、総合評価落札方式の導入・拡充が進められている。

① 一般競争入札について

国、特殊法人等、都道府県、指定都市のすべてにおいて本格導入されており、対象工事を拡大する動きがある。市区町村においては、導入率が20年度の60.6%から21年度の65.0%に増加している。

② 総合評価落札方式について

国においては、20年度に83.3%の省庁において導入されており、21年度においては84.2%に増加している。また、特殊法人等においては96.1%の法人において導入されている。

都道府県、指定都市においてはすべての団体で導入されており、市区町村においては、20年度に42.4%であった導入率が21年度には57.5%に増加している。

(2) 低入札価格調査制度等の導入状況

低入札調査基準価格については、ダンピング対

策を強化し、工事の品質を確保する観点から、20年度に引き続き、21年4月、国土交通省直轄工事において低入札価格調査基準価格の算定式を見直し、同モデルが21年4月に中央公共工事契約制度運用連絡協議会においても採用されたところである。

低入札価格調査制度および最低制限価格制度については、都道府県、指定都市のすべて、市区町村の82.6%でいずれかの制度が導入されており、都道府県の46.8%、指定都市の44.4%で21年4月の中央公契連モデルの改正を踏まえた基準価格の見直しを実施している。また、独自に中央公契連モデル同等以上の算定基準を設定している都道府県が19.1%、指定都市が11.1%となっている。

(3) 入札契約適正化法により公表等が義務付けられた事項

入札契約適正化法においては、情報の公表（第4条～第9条）、不正行為等に対する措置（第10条および第11条）および施工体制の適正化（第14条）について、発注者に対して義務付けがされている。

これら発注者に対し公表等が義務付けられている事項については、国、特殊法人等、都道府県および指定都市については、ほぼすべての発注者において公表等の措置がされているところである。また、市区町村においても、発注見通しや指名業者名、入札者・落札者の名称、入札・落札金額、契約者名、工事概要等については、ほぼすべての団体が公表されている。また、施工体制台帳の写しについては、その提出を求めている市区町村は92.7%であった。「契約変更理由」「随意契約理由」といった理由の公表に係る事項は、公表済み団体が83%程度となっており、適切な対応が求められるところである。

(4) 適正化指針により公表等に努力することが求められている事項

入札契約適正化法においては、各発注者に対して、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札および契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めることを求めている。

このうち、入札契約の透明性を確保するための第三者機関等の設置・活用（監査委員等既存の組織の活用を含む）については、都道府県、指定都市については、ほぼすべての団体において設置・活用がなされているが、市区町村において第三者機関等を設置・活用している団体は今回の調査でも11.6%、また、入札参加業者の適正な見積もりを促進し、談合等の防止やダンピング対策にも一定の効果が期待される工事費内訳書の提出義務付けについても、27.5%の市区町村が提示・提出を求めている状況であり、適切な対応が求められるところである。

(5) 公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況

工事の監督基準，検査基準，成績評定要領とも、ほぼすべての都道府県および指定都市で策定されており、そのうちおおむね9割程度で公表されているが、市区町村では策定が5割程度、公表は3割程度となっている。

また、個別工事の技術審査の実施は国、特殊法人等、都道府県、指定都市では大部分の団体で行われているが、市区町村では35.8%の実施にとどまっており、今後の課題としては、体制が十分でない中小規模の地方公共団体を中心に各発注者の体制等に鑑みながら、外部機関の活用等も含め、

公共工事の品質確保に関する施策を段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

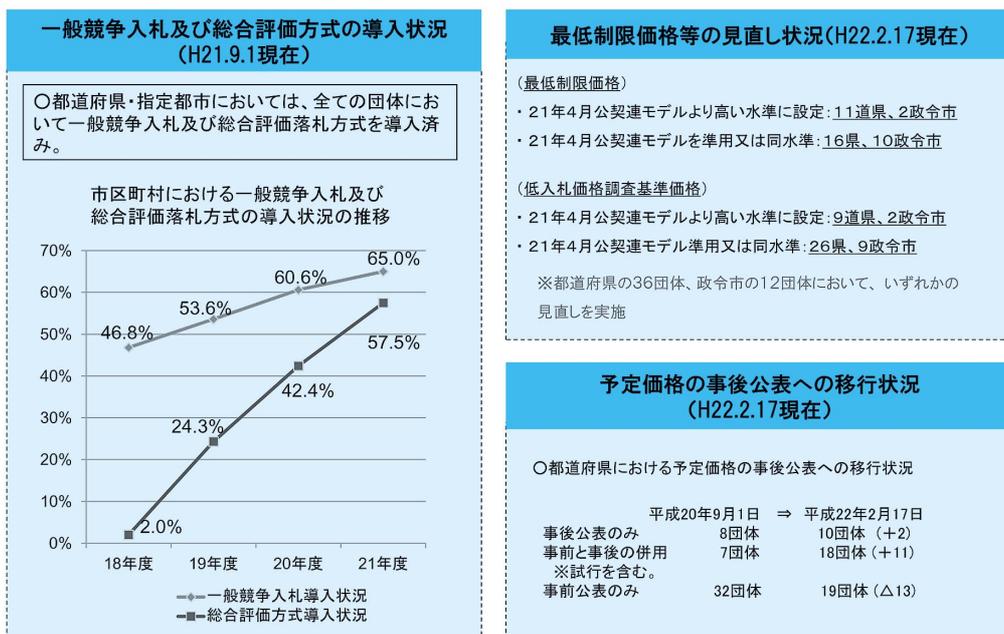
4. おわりに

本調査結果によれば、一般競争入札の拡大，総合評価落札方式の導入，低入札価格調査基準価格および最低制限価格の見直し等で進捗が見られる項目はあるものの、いまだ対応が不十分な項目、市区町村における対応の遅れが見られるところである。競争性，透明性の向上による公正な競争の促進，価格と品質が総合的に優れた調達の実現といった入札契約の適正化の観点から、引き続き、さまざまな機会をとらえて、総務省および財務省と連携して、各発注者に対して働きかけることが必要である。

なお、本稿に掲載した調査結果については、国土交通省ホームページにおいても公表している。参考までに、以下にURLを示す。

『入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について』（平成22年2月17日）

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000069.html



地方公共団体における入札契約制度の改善